

Spotty 向けロゴスウェア標準教材 利用規約

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社（以下、「ロゴスウェア」という。）が提供する Spotty 向けロゴスウェア標準教材（以下、「標準教材」という。）をお客様が使用する際の条件を記したものです。お客様が標準教材を使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条（定義）

標準教材とは、ロゴスウェアが作成したオリジナルの社員教育用教材であり、本規約で定められた条件の下でロゴスウェア顧客に提供され使用許諾されるデジタルコンテンツをいいます。

第2条（目的）

ロゴスウェアが標準教材をお客様に提供する目的は、ロゴスウェア製品をご利用のお客様に対して既成の教材を提供することにより、お客様自身での教材作成の手間を省き、お客様による自社社員向け e ラーニングの構築および運営を支援することです。自社外向け、販売用、その他、お客様の自社社員向け教育以外の目的での使用は禁止されます。

第3条（利用対象者）

標準教材は、下記のいずれかのロゴスウェア製品を利用中のお客様に対してのみ提供されます。

- ・LOGOSWARE Spotty 従量課金制
- ・LOGOSWARE Spotty 月額定額制

第4条（利用条件）

第3条（利用対象者）で定義されたお客様は、次の条件を全て満たす場合のみ標準教材の使用が許諾されます。

1. お客様の属する団体・企業内での社員教育を使用目的とすること
2. 標準教材を、ロゴスウェア製品「LOGOSWARE Spotty」上でのみ使用すること

第5条（禁止事項）

お客様が以下のことを行うことは禁止されます。

1. お客様の属する団体・企業内での社員教育以外の目的で利用すること
2. 標準教材を第三者に配布、販売および公開すること
3. 標準教育をロゴスウェア製品「LOGOSWARE Spotty」以外のシステム上で使用すること

第6条（知的財産権）

標準教材の知的財産権は、ロゴスウェアに帰属します。

第7条（免責）

1. ロゴスウェアは、標準教材の記載内容に関する責任を負いません。また、記載内容が特定の目的に適合していることを保証しません。
2. ロゴスウェアは、標準教材の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負いません。

第8条（損害賠償）

ロゴスウェアは、お客様に対して、お客様が本規約の定め違反したこと起因してロゴスウェアに生じた損害（賠償請求にあたり負担した弁護士費用を含みこれに限らない。）の賠償を求めることができるものとします。

第9条（提供の終了）

ロゴスウェアは、標準教材の提供を終了する場合があります。また、その際は、お客様に対して少なくとも2か月前に通知するものとします。

以上

Spotty 向けロゴソフトウェア標準教材 利用規約

更新履歴

2022 年 6 月 24 日 (-01) 初版